

## アレルギー検査（特定原材料に準ずるもの）

株式会社ハウス食品分析テクノサービス

〒284-0033 千葉県四街道市鷹の台 1-4

TEL : 043-237-5676 FAX : 043-237-2912

＜「特定原材料に準ずるもの」のアレルギー表示が推奨されています。＞

アレルギー物質として発生数、重篤度から勘案して、食品に表示が推奨されている「特定原材料に準ずるもの」は、下記にある20品目とされています（『アレルギー物質を含む食品に関する表示について（平成25年9月20日付け消食表第257号）』）。

弊社では、下記にある20品目中、いくら・オレンジ・カシューナッツ・まつたけ・ゼラチンを除く15品目の「特定原材料に準ずるもの」に対して、PCRまたはELISA\*により検出する試験を行います。（\*：ごま、および大豆）

キウイフルーツ・もも・りんごの検出試験には、ハウス食品グループが開発したPCR用プライマーを使用しております。

製造工程を共有している場合には、十分な製造工程の洗浄を行っていても、本来製品に使用していない「特定原材料に準ずるもの」が製品に混入することもあります。特定原材料である、えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生だけでなく、「特定原材料に準ずるもの」についても一度検査をお勧め致します。

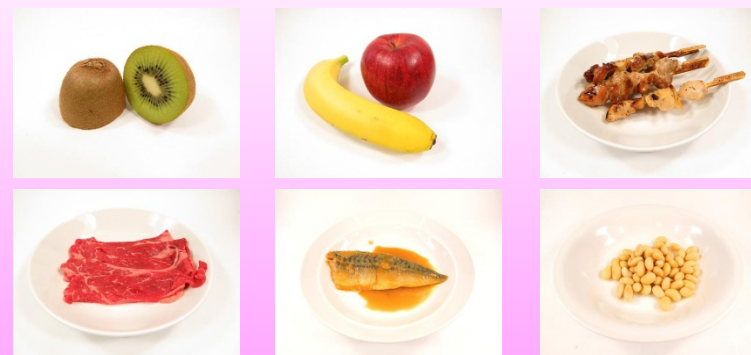
あわび、いか、いくら※、オレンジ※、カシューナッツ※、  
キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、  
バナナ、豚肉、まつたけ※、もも、やまいも、りんご、ゼラチン※

特定原材料に準ずるもの

（※は検査用試薬が市販されていないため検査項目に含まれません。）

＜検体＞

一包装を一単位として検査いたします。



その他の情報は弊社ホームページアドレスでご確認下さい

<http://food-analab.jp/>

House Food Analytical Laboratory Technical Report 51 2014/12/12